

# 文部科学省における 児童虐待への対応について

# 文部科学省における児童虐待への対応

児童虐待は、その未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援について、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携する必要がある。



## 1. 学校等における取組の推進

- ・学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供
- ・養護教諭のための児童虐待対応の手引きの作成・配布
- ・教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)の作成・配布
- ・学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の基本的な考え方の提示
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を活用した学校の教育・相談体制の充実
- ・生徒指導において、児童虐待等の複雑化・多様化する児童の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進・普及

等

## 2. 家庭・地域社会における取組の推進

- ・家庭教育への支援(家庭教育支援基盤形成事業)
- ・児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進について周知
- ・子どもを見守り育てるネットワーク推進会議の設置
- ・生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について周知

等

# 1. 学校等における取組の推進①

## ○「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」報告書

各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、学校等における児童虐待防止に関する現状調査と国内外の取組事例を調査研究し、平成18年5月に報告書を取りまとめ、全国の教育委員会及び学校に配布。

## ○「養護教諭のための児童虐待対応の手引」

養護教諭の児童虐待への対応の充実を図る一助とするため、学校における児童虐待への対応の重要性、児童虐待への学校及び養護教諭が果たす役割、児童虐待に関する基礎知識、児童虐待の早期発見・早期対応の方法などについて、学校現場で活用しやすいよう、図表や事例を交えながら具体的に記載した手引を平成20年1月に全国の教育委員会及び学校に配布。

## ○「教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)」

学校等における児童虐待防止のための取り組みの一層の充実を図るため、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、学校等における児童虐待の早期発見・通告、関係機関との連携、虐待を受けた子どもへの対応等について、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に作成した、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」CD-ROM版を平成21年5月に各都道府県・指定都市教育委員会を通じて、市町村教育委員会に配布。

## ○「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」

学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、文部科学省と厚生労働省で協議の上、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、学校及び保育所から市町村又は児童相談所への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を平成22年3月に教育委員会や学校等に示した。

# 1. 学校等における取組の推進②

## ○スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

### (1) スクールカウンセラーの配置

中学校への配置	10,028校
小学校への配置	3,650校 → 10,000校
緊急支援派遣	650校

### (2) 「子どもと親の相談員等」の配置

子どもと親の相談員(教員OB等)	910校
生徒指導推進協力員(警察官OB等)	210校

(平成22年度予算)

### (3) 24時間体制の電話相談の実施

相談員の夜間・休日の配置  
教育相談窓口紹介カードの配布

## ○スクールソーシャルワーカー活用事業

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

### (1) スクールソーシャルワーカーの配置

66区市 1,056人配置 (平成22年度予算)

### (2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

## ○生徒指導・進路指導総合推進事業

生徒指導において、いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待、高校中退などの複雑化・多様化する児童生徒の問題行動等への対応、解決に役立つと思われる取組を推進、その有効性を検証し、成果を普及するため、各自治体等が自主的に課題設定したものに対して、国として先導的な取組を採択し、課題への対応を図る。

# 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会の的確な対応について」

(21文科初第777号平成22年3月24日文部科学大臣政務官通知)

## <趣旨>

学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等についてまとめ、各都道府県教育委員会等に対して通知するもの。

## 1. 学校等における対応

### (1) 児童虐待の早期発見

健康状態の日常的な観察や健康診断における、幼児児童生徒の心身の状況把握や児童虐待の早期発見に努めること。

※ 健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意。

### (2) 児童虐待の早期対応

児童虐待の疑いのある場合には、確証がないときであっても早期対応の観点から通告を行う。

### (3) 通告後の関係機関との連携

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づいて、児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供の適切な運用に努めるとともに、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に情報提供又は通告をすること。

## 2. 教育委員会等の責務

### (1) 関係機関との連携強化

教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図ること。

### (2) 教職員研修の充実

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21.5配布)の適切な活用、「子どもの虹情報研修センター」における教職員を対象とした研修の活用などによって教職員研修の充実を図ること。

### (3) 調査研究及び検証

地方公共団体が行う、重大な被害を受けた児童虐待事例等の検証への参加・協力、児童虐待防止のための調査研究を実施すること。

## 3. 要保護児童対策地域協議会への参画

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会を積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

## 2. 家庭・地域社会における取組の推進

### ○家庭教育への支援

身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、子育てサポーターリーダー等の養成や民生委員・児童委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や訪問による相談対応等を行う取組を支援する。

- ①家庭教育支援チームの組織化
- ②持続可能な家庭教育支援のための地域人材の養成
- ③家庭教育に関する学習機会の効果的な提供

家庭教育支援に携わる地域人材、学校、行政（教育・福祉関係機関）、NPO、企業等関係者が一同に会する機会を設け、社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した全国的な研究協議会を行う。

### ○児童委員・主任児童委員の活用による家庭教育支援施策の推進についての周知

平成21年3月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童委員・主任児童委員の積極的な活用による、児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進についての通知を发出。

### ○子どもを見守り育てるネットワーク推進会議の設置

平成22年1月、子どもを対象とした相談体制の充実や学校・地域における子どもの居場所づくり等の取組を推進するため、関係行政機関や民間団体が連携し、「子ども見守り育てるネットワーク推進会議」を設置。同年7月には、関係機関等の連携強化を充実するため、「子どもを見守り育てる新しい公共の実現に向けた行動計画」を策定。また、同月、本推進会議に「児童虐待防止に関する教育と福祉・医療のワーキング・グループ」を設置。

### ○生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について

平成22年9月、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、関係部局が連携を深め、生徒指導・家庭教育支援及び児童健全育成の相互連携による取組の一層の充実を図ることについての通知を发出。